

温泉分析書別表

甲第3362号一別表

1. 源泉名 たかつる温泉

2. 湧出地 千葉県鴨川市天津 588-1

3. 温泉分析申請者 千葉県鴨川市エ 531-2
有田 光雄

4. 判定

温泉法第二条の別表中に示された重碳酸カルシウム(NaHCO_3)の項に
温泉法の温泉に適合する。

5. 本温泉の利用に当っては環境庁自然保護局長発(昭和57年5月
25日)環自施227号及び第228号によれば次の注意が必要となっ
ている。

浴用の禁忌症

急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心
臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一
般に病勢進行中の疾患、妊娠中(とくに初期と末期)。

浴用の一般的注意事項

- ア. 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当り1回程度と
すること。その後は1日当り2回ないし、3回までとすること。
- イ. 温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を適当とすること。
- ウ. 温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり(湯さわり又
は浴湯反応)が現われることがある。「湯あたり」の間は入浴回数を減じ
又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- エ. 以上のほか入浴には次の諸点について注意すること。
- (ア)入浴時間は入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、
慣れるにしたがって延長してもよい。
- (イ)入浴中は運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
- (ウ)入浴後は身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない(湯ただれを起し
やすい人は逆に浴後真水で身体を洗うか温泉成分を拭き取るのがよい)。
- (エ)入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
- (オ)次の疾患については原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。
イ. 高度の動脈硬化症 ロ. 高血圧症 ハ. 心臓病
- (カ)熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意をする。
- (キ)食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
- (ク)飲酒しての入浴は特に注意する。

別表作成年月日及び作成者

平成20年5月27日 登録番号14健地衛第1号 理事
東京都豊島区高田3丁目42番10号 財団法人 中央温泉研究所 所長 甘露寺 泰雄